

## 「独仏の医療保険制度に関する調査研究」＜フランス報告書＞（概要）

### 1. 制度の基礎的前提

フランスの医療保険を理解するための政治・行政・社会等の基本的特徴は、以下の点に集約することができる。

- ① 議会優位であった第三共和制の教訓から、戦後の第五共和制は、強い大統領権限の下で首相を筆頭とする縦割りの省庁による行政国家が構築されている。これに関連して、憲法上も社会保障の基礎的事項を除き法律事項ではなく命令事項となっており、行政優位が憲法上も担保されている。
- ② ビスマルク型の社会保険制度を社会保障の中心に据えており、その主たる担い手は疾病保険金庫等の金庫である。これに対峙する医師等の医療関係者にとっては、プロフェッショナルフリーダムとしての医療自由の原則が重要である。
- ③ 地方制度との関係では、地方分権が重視されており、これも医療制度に影響する。

### 2. 医療保険制度等の概要

金庫制度自体は残しつつ、医療保険の有り様は、以下のように大きく変化しつつある。

- ① 制度は一元化されていないが、普遍的疾病給付（CMU）等の低所得者医療、自営業者制度等が一般制度の保険者である全国疾病保険金庫等に一元化されてきた経緯がある。この結果、全国疾病保険金庫等は、労使協調による被用者のための金庫というよりも、制度の一般化の受け皿としての性格が強まっている。
- ② 財源も社会保険料から、補完的な各種目的税も含め、一般社会拠出金（CSG）等の税財源への転換が進んでいる。この租税代替化により、疾病保険の場合には、傷病手当も含め、被保険者の保険料が一般社会拠出金に置き換わってきた。
- ③ 疾病保険給付の給付率は、入院、外来、薬剤等で細分化されているが、それに加え定額負担および給付免責が導入・拡大されている。その関連では、共済等の補足的疾病保険の役割が大きく、労働協約および法改正により補足的疾病保険の一般化を実施した。
- ④ 開業医等の医療職との関係では、疾病保険金庫との間の全国協約が料金のみならず診療の基本的枠組みを規定している。そこでは、医療の自由を前提としつつも、医療経路の仕組みを通じて主治医制度が導入されており、償還払いではなく現物給付化の動きも進んでいる。
- ⑤ 入院医療は、開業医とは異なる予算制ともいべき診療報酬体系である。現在、病院予算の中核として、フランス版 DRG である行為別料金（T2A）が導入されているが、必ずしも医療費の抑制にはつながっておらず、見直しの動きがある。
- ⑥ 被用者等の就労者のみならず被扶養者、無職者等も一般制度に加入することになり、普遍的疾病給付のうち基礎的普遍的疾病給付が不要となり、一部負担等に対応する

ための補足的普遍的疾病給付のみが存続している。

### 3. 医療提供体制等の概要

社会保険を採用するフランスにおいては、ファイナンスとデリバリーは異なる法体系で展開してきた。しかしながら、以下のように新たな動きが登場してきている。

- ① 国の機関である地方医療庁（ARS）の創設により、医療に関する権能が地方（州）レベルに集約化され、医療資源の適正配分の観点からも、地方医療庁が司令塔の役割を担うことになった。
- ② それとも関係して、病床・医療機器等の抑制の手段であった医療地図に代わる各種計画が地方単位で策定されることになった。それらは、医療のみならず介護、障害等も含めた計画として位置付けられ、病床規制というよりも、医療過疎が存在する中での医療資源の適正配分のための計画に変質してきている。
- ③ 医薬品に関しては、参照価格制度の導入により急速にジェネリックが普及している。医薬品等については、薬価制度等が存在しており、医学的側面のみならず経済的側面も審査されるが、費用対効果に関する仕組みは発展途上にある。
- ④ 国際動向とも相まって、2002年以降、患者の権利を強化する方向での改革が進んでいる。

### 4. 最近の動き

マクロン政権の誕生を挟んで、医療についても改革の動きが急である。これは、2020年に向けての財政健全化の一環である。

- ① 最近の立法としては、2016年医療現代化法がある。改革は多岐にわたるが、病院公役務の復活、第三者払制度の促進、医療連携、健康づくり・予防等に関わる内容を含んでいる。
- ② 通常のリフォームは、毎年社会保険財政法に盛り込まれることが多い。社会保険財政法を特徴付けるのが、医療費の伸びに関する目標管理制度（ONDAM）である。これにより、分野別の医療費の伸びを設定し、疾病保険金庫等との間の目標・管理協約等によって、実効性を担保する仕組みである。
- ③ 直近の2018年社会保険財政法では、一部負担の引上げ等の伝統的手法のほか、最近の潮流である予防、医療提供体制の見直し（受診経路の改善、遠隔医療の促進等）等も含まれている。

このほか、実質的に償還条件のよくない歯科材料、眼鏡等についても、一部負担ゼロをかけ声に見直しが進められている。

総じて言えば、前オランド政権が政権末期になり、改革を打ち出したのに対して、勢いのある政権の初期に諸改革を展開しているのが特徴である。

以上